

生成AIによるデザイン創作と法的保護

法務研究科 准教授 麻生 典あそう つかさ

生活の一部と言えるほど生成AIが社会に浸透してきました。生成AIは簡単な指示だけで文章や画像を生成してくれます。左上のイラストは、MicrosoftのCopilotTM「慶應義塾をイメージしたキャラクターを創作してください」とだけ指示して生成されたイラストです。本の持ち方など不自然な点もありますが、かなりクオリティの高いイメージキャラクターのイラストになっているのではないのでしょうか。

こうした生成AIについては、生成AI自体を作るために情報を大量に学習させる段階、そして、生成AIに文章や画像などを生成させる段階で、他人の権利を侵害しないか、生成画像などに権利が発生するかが問題になります。そこで、特にデザインとの関連において、学習や生成段階で他人の権利を侵害するのはどのような場合か、また、生成されたデザインの法的保護はどのように考えるべきかを研究しています。例え

ば後者について、これまで知的財産法が保護するデザインなどの創作は、人間による創作を前提としてきました。「慶應義塾をイメージしたキャラクターを創作してください」という簡単な指示だけでは、私（人間）がこのイラストの創作に寄与しているとは言えません。では、どこまで詳しく私（人間）がAIに指示すれば、キャラクターのイラストの生成に創作的に寄与したと言えるのでしょうか。このような生成AIによるデザイン創作と法的保護について、生成AIの技術的分析やデザイン創作の実態を踏まえながら研究を進めています。

生成AIの利用については、法的な問題のみならず倫理的な問題も生じます。慶應義塾では「慶應義塾における生成AIの利用ガイドライン」を公表し、さらに、授業課題などにおける利用については「ChatGPT等生成AIの利用について」も発信されていますので、新入生、在学生の皆さんはぜひご確認くださいと思います。

慶應義塾における生成AIの利用ガイドライン

